

右及中(通)報候也

(別記)

嘆願書

- 一、今回ノ休業ニ際シ休業期間ヲ明示サレタシ
 - 二、臨時休業中ハ日給ノ六割ヲ支給サレタシ
 - 三、三月以上ノ勤績ノ臨時工ハ即時本工ニサレタシ
- 右嘆願候也

昭和十年三月二十九日

臨時工一同

日本パーカライジング株式会社殿

勞務第六八四號

常務理事 昭和十年四月九日

勞働部長

事務主任



内務大臣 後 藤 文 夫 殿

社 會 局 長 官 殿

各 廳 府 縣 長 官 殿 (北海道京町及神奈川支庁支庁長官府岡)

日本パーカライジング株式会社勞働争議ニ關スル件

(全評系)第二報解決

要旨

会社事務所於テ數回交渉シタルモ解決セズ以テ四月二日午後一時所轄浦田署ニ労務代表者ヲ召致
諭示ニ幹旋シタル結果今日午後七時三分圓滿解決ス

標記勞働争議ニ關シテハ既報ノ處其後左記ノ如キ經過ニヨリ

警視總監 小栗 一 雄

10.4.10
11